

議事要旨(6) 収益認識専門委員会の今後の進め方及びFASB公開草案へのコメント対応

冒頭、小賀坂副委員長より、[審議事項(6)-1]に基づき今後の進め方に関する論点の整理と専門委員及び専門委員長を選退任について説明がなされ、選退任について承認された。その後、[審議事項(6)-2]及び[審議事項(6)-3]に基づき原研究員より IASB と FASB の現在の審議状況 (TRG 含む) 並びに FASB 公開草案「適用日の延期—顧客との契約から生じる収益 (TOPIC 606)」の概要及びコメントの方向性について、説明がなされた。

説明に対する委員及びオブザーバーの主なコメントと、それらに対する事務局からの回答は次のとおりである。

今後の進め方に関する論点の整理 ([審議事項(6)-1])

- ある委員より、次のコメントがあった。
 - 収益認識基準を開発する場合、IFRS 第 15 号をそのまま受け入れるように開発する方法と IFRS 第 15 号における考え方を斟酌した上で我が国における課題を踏まえて開発する方法がある。今回、事務局が提案している進め方は、我が国における課題を十分に把握した上で検討を進めるというものであり、対応として適切と考えるため、事務局が示している方向性に賛同する。
 - 第 8 項の表現は前後を置換えて、延期後の IFRS 第 15 号及び米国基準 Topic 606 の強制適用日を念頭に進めるものの、プロジェクトの完了目標を定めることは難しい、とした方がより事実に近いと感じる。ただし、細かい点のため表現変更の判断はお任せしたい。
- あるオブザーバーより、次のコメントがあった。
 - 収益認識基準の開発は、連結と単体の同時並行又は連結先行のどちらでの検討を予定しているか。

これに対して、事務局より、次の回答がなされた。

- これまで ASBJ の基準開発は、基本的に連単同一の会計基準としてきている。ただし、包括利益の表示や退職給付の未認識項目のオンバランス化のように、連結のみの適用としているものもある。

収益認識基準の開発においては、売上高が連単で異なる場合は経営管理の困難さが増すため他基準の開発以上に適用の統一化を図るべきという意見が聞かれる一方で、単体のコンバージェンスは関係諸制度にも影響があるとの意見もある。

これらの意見も踏まえ、検討を行っていくことになる。

- ある委員より、次のコメントがあった。
 - 収益認識基準の開発については、多くの論点があり検討が困難なことが予想さ

れるため、当初は事務局が提案している進め方で良いと考えるが、適切な時期に全体の計画を立案する必要があるのではないか。第 5 項で論点を募る旨の記載があるが、その時点から計画を立てる予定か。

これに対して、事務局より、次の回答がなされた。

- 論点を広く募った上で課題を一つずつ検討する必要があるとあり、課題を検討していく中で、その後の公開草案や最終基準化までの時期が判明すると思われる。また、IASB や FASB の新収益認識基準の改訂に関する国際動向も見極めながら開発を行うこととなる。

IASB と FASB の現在の審議状況 (TRG 含む) ([審議事項(6)-2])

- ある委員より、次のコメントがあった。
 - 第 15 項の FASB 公開草案の概要において、「出荷活動について、履行活動であることを明確にする。」の内容について、十分に理解できない。
 - 第 15 項の FASB 公開草案の概要において、「契約の観点において別個のもの」について、例示やガイダンスを追加することができたとしても、原則を明確化することが可能であるのか疑問が残るがどうか。

これに対して、事務局より、次の回答がなされた。

- 1 点目の「出荷活動」については、FOB ベースで出荷して収益計上する場合、船積み時点で製品の支配権は移転して売り手は収益を認識することが考えられるが、この際に売手が買主の港まで第三者を介して商品の運送サービスを別途提供することがある。当該状況における論点を扱っている。
- 2 点目の「契約の観点において別個のもの」の判断とは、約束した財・サービスが別個のもの（すなわち、履行義務）となり得るかという判断である。現在の判断のアプローチは、まず財・サービスが別個のものになり得るか、次に契約の観点から別個のものとみなせるかの 2 ステップとなっている。ここでは後者の判断上の指標が論点になっている。

- ある委員より、次のコメントがあった。
 - 第 18 項の記載に関連して、今月のミーティングで IASB スタッフが本人・代理人の検討に関するガイダンスについてどのような提案を行う予定なのか。

これに対して、事務局より、次の回答がなされた。

- IASB のスタッフ提案では、支配の原則が 5 つの指標に優先することを明確化する提案等を行っている。

FASB 公開草案「適用日の延期-顧客との契約から生じる収益 (Topic 606)」の概要及びコメントの方向性 ([審議事項(6)-3])

- あるオブザーバーより、次のコメントがあった。
 - 質問 4 において、早期適用の提案に賛成するという事務局提案が示されている。また、質問 3 では、2 年間の適用延期を認めるべきでない理由として IFRS 第 15 号の適用日と一致しないことを挙げている。IFRS 第 15 号の適用日も 1 年延期される暫定決定がされている事実に鑑みると、Topic 606 の早期適用を認めた場合、IFRS 第 15 号の適用日と一致しないのではないかと懸念している。

これに対して、事務局より、次の回答がなされた。

- IFRS 第 15 号では、もともと早期適用が認められている。仮に IFRS 第 15 号の適用日が 1 年間延期されても、早期適用は引き続き認められる予定である。一方で Topic 606 の適用日が延期され、かつその早期適用が認められないとすると、仮に IFRS を適用する親会社が IFRS 第 15 号の現在の適用日 (2017 年 1 月 1 日開始事業年度) から同基準の適用を検討している場合、当該企業の米国子会社等において、連単で異なる基準を併存させる必要が生じることを懸念している。

- ある委員より、次のコメントがあった。
 - 質問 1 に関して、適用日を 1 年延期する提案に賛成するとしているが、延期する期間として 1 年で十分かどうかは定かでないため、少なくとも 1 年延期することに賛成するとしてはどうか。

これに対して、事務局より、次の回答がなされた。

- IASB は IFRS 第 15 号の適用日を 1 年延期することを提案しており、1 年を超えて延期する意思はない。したがって、仮に FASB が Topic 606 の適用を 1 年超延期することを決定すると IFRS 第 15 号の適用日とのコンバージェンスが維持されないこととなり、好ましくないと考えられる。

同じ委員より、次のコメントがあった。

- IASB と FASB の適用日が一致しなくなる点を懸念するのであれば、「IASB との適用日の整合性を考慮しつつ少なくとも 1 年」という表現にして、両者のうち適用日が遅い方に合わせるような表現とする方法も考えられる。

- ある委員より、次のコメントがあった。
 - 質問 4 に関して、早期適用に賛成するとのコメントになっているが、早期適用には反対すべきと考える。これは、比較可能性の観点もあるが、より重要なのは我が国からの働きかけを行う余地を残すことである。
 - IASB へ基準の改訂を提案する場合に、FASB と協力して話を進めることもあり得る。

IFRS 第 15 号の適用企業が増えることは現状避けがたいとしても、将来のことを考えて FASB が早期適用を認めないようにコメントすることは、マイナスには作用しないと考える。

- ある委員より、次のコメントがあった。
 - 日本において早期適用のニーズを持つ企業があるという意見が聞かれているか。また、米国において早期適用のニーズを持つ企業が抱えている課題はそれほど深刻なものなのか伺いたい。

これに対して、事務局より、次の回答がなされた。

- 日本において IFRS を任意適用している企業の中には、IFRS 第 15 号の早期適用を考えている企業もあると聞いている。米国においても、Topic 606 の早期適用を検討している企業があるようであるが、多いかどうかは把握していない。

- ある委員より、次のコメントがあった。
 - コメントの方向性については賛成である。理解のために以下、質問したい。
 - ✓ 適用延期を強く主張している業種は何か。
 - ✓ 第 15 項の質問 1 に対するコメントの方向性において、米国公認会計士協会 (AICPA) から各種ガイダンスが今後公表予定とあるが、これはどのような内容か。
 - ✓ 日本ではこのようなガイダンスの公表は可能か。IFRS について、このようなガイダンスは原則としてローカル・ルールと位置づけられ、認められないのではないか。

これに対して、事務局より、次の回答がなされた。

- AICPA では業種別に会計監査ガイダンスを出している。今回の収益認識基準の公表を受けてこれらを改定する動きがある。米国会計基準内の序列 (GAAP ヒエラルキー) という点に関しては、実務に影響を及ぼすものの会計基準にはならないと思われる。
- IFRS 第 15 号そのもののガイダンスを作成することは IASB 以外できないが、今回のプロジェクトは日本基準の作成であるため、どの程度詳細なものにするかは、今後の議論次第である。

以 上